

2020年度 奴隷及び人身売買に関する声明

1. 本声明の目的

本声明は、英国現代奴隷法第 54 条に基づき、丸紅及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身売買を防止するために丸紅が 2020 年度に行った取り組みについて公表するものです。

2. 丸紅の事業及びサプライチェーン

丸紅は、国内外の 68 カ国・地域、133 カ所のネットワークを通じて、ライフスタイル、情報・不動産、フォレストプロダクツ、食料、アグリ事業、化学品、エネルギー、金属、電力、インフラプロジェクト、航空・船舶、金融・リース事業、建機・産機・モビリティ、次世代事業開発、その他の広範な分野において、輸出入（外国間取引を含む）及び国内取引のほか、各種サービス業務、内外事業投資や資源開発等の事業活動を多角的に展開しています。

また、グローバルに幅広く事業を展開する丸紅は、さまざまな国や地域にサプライチェーンを構築しています。丸紅は、健全な事業継続のために取り組むべき課題として、サプライチェーン・マネジメントを重要視し、強制労働や児童労働、人身取引、搾取等の現代奴隷問題の発生防止に注力しています。

3. 人権に関する当社のポリシー

丸紅は、自らのビジネス活動により影響を受けるすべての人々の人権を尊重し、その責任を果たすべく努力していくことが最重要であるという認識のもと、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、『丸紅グループ人権基本方針』を制定しています。

尚、人権には、憲法、労働基準法、国連「国際人権章典」（世界人権宣言及び国際人権規約）、ILO（国際労働機関）「労働における基本原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などで定める全ての基本的人権を含みます。

「丸紅グループ人権基本方針」につきましては、以下 URL よりご確認いただけます。

https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/human_rights/

丸紅は、国連にて 2015 年 9 月に採択された持続可能な開発目標(SDGs) を、将来の世代によりよい地球を残そうとする政府・民間・市民社会にとってのサステナビリティの重要な国際目標・課題と考え、環境・社会課題の解決に貢献するために、人権の尊重を含む 4 つの環境・社会マテ

リアリティを特定しています。

環境・社会マテリアリティにつきましては、以下 URL よりご確認ください。

<https://www.marubeni.com/jp/sustainability/group/materiality/>

丸紅は、丸紅グループの役員・社員が遵守すべき行動規範を定めた『コンプライアンス・マニュアル』の中で、「人権の尊重、差別・ハラスメント等の禁止」を遵守事項として掲げています。

『コンプライアンス・マニュアル』は、毎年、内容の見直し・更新を行っており、最新版につきましては、以下 URL よりご確認ください。

https://www.marubeni.com/jp/company/governance/measure/compliance/manual/pdf/compliance_manual_202010_jp.pdf

丸紅は、自社のみならず、取引先を含めたサプライチェーン・マネジメントを重要視し、『サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針』（以下、サプライチェーン基本方針）を策定しています。サプライチェーン基本方針には、「人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・虐待などの非人道的な扱いをしない」「児童労働、強制労働を行わない」、「従業員の労働時間と休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する」「法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに配慮する。不当な賃金の減額を行わない」「労使間協議の実現手段としての従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する」「職場の安全・衛生を確保し、労働環境を保全する」として、人権侵害行為の禁止を明記しています。

丸紅は、人権尊重に係るサプライチェーン基本方針を満たさないことが明らかになった取引先に対して、事実関係や改善策についての報告を求めるとともに、必要に応じて取引先を訪問調査し改善を図ることを対応手順として定めています。

サプライチェーン基本方針につきましては、以下 URL よりご確認ください。

https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/supply_chain/

丸紅は、国連が提唱する国際的なイニシアティブ「[国連グローバル・コンパクト \(UNGC\)](#)」の支持を宣言しています。UNGC は、現代奴隷を含む、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の 4 分野で企業が遵守すべき 10 原則を示しています。当社は、UNGC の 10 原則を支持することにより、その理念の実現に向けて取り組んでいます。

「国連グローバル・コンパクト」の支持・宣言につきましては、以下 URL よりご確認ください。

<https://www.marubeni.com/jp/sustainability/group/initiative/>

4. 現代奴隷及び人身売買の防止に関する取り組み

(1) 人権尊重についての基本方針の周知

丸紅は、上記の「人権に関するポリシー」にて言及の通り既に丸紅グループ人権基本方針及びサプライチェーン基本方針を制定、公表して参りました。

これに加え、現代奴隷問題の発生防止を目指し、当社は、継続的取引のある取引先に対し、丸紅グループ人権基本方針及びサプライチェーン基本方針をさまざまな方法で伝達し、同方針に対する理解と協力を求めています。

その取組の一つとして、2020年度は丸紅株式会社の直接取引先 2,590社へ同方針を送付しました。

(2) 人権デューデリジェンスの拡充

また、取引先における人権や労働環境など、サプライチェーン基本方針の遵守状況を確認するため、2010年度はアンケート調査、2011年度以降は現地訪問調査を実施しています。現地訪問調査にあたっては、人権リスクの高い国に所在し、アパレル製品や農産物など、一般に製造・生産時の労働リスクが高いと考えられる製品等の取り扱いを行っている取引先を選定します。その上で、丸紅の社員が直接、当該取引先の製造・生産現場を訪問し、児童労働、強制労働、差別、労働条件、賃金などの人権尊重に係る事項のほか、労働安全衛生、環境保全、公正取引、品質管理、情報開示といったサプライチェーン基本方針全般について、取り組み状況を調査しています。また、現地訪問調査にあたっては、中立的・専門的観点から調査方法などに対する社外コンサルタントからのアドバイスを取得し、必要に応じて調査の立会いも依頼しています。過去に実施した現地訪問調査の結果につきましては、以下 URL よりご確認いただけます。

<https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/survey/>

2020年度は、COVID-19の影響によるリスク状況の変化があることを認識した上で、そうした変化も踏まえて、現地訪問調査を控えつつも、デスクトップサーチの充実を図ること等を通じて実効的なサプライチェーン上のリスク管理を継続しています。

さらに、上記の全般的な調査に加えて特定の商材に関しては、個別の商品調達方針（森林由来製品）に基づき、2019年度実施対象 14社のサプライヤーに加えて、2020年度は新たに 11社の調査を行い、両年度を通じて合計 25社を対象にアンケート調査を実施しました。

また、サプライヤー以外にも、サプライチェーンの起点になる丸紅グループ会社を対象に、2019年度より継続して 2020年度迄に、5社の現地訪問調査、約 200社のアンケート調査を実施し、調査結果の分析を行った上で各社へフィードバックを実施しました。今回の書面調査及び訪問調査の結果、直ちに対応を要する問題事項は発見されませんでした。

(3) 救済メカニズムの構築・運用の開始

さらに、2020年度は、人権に対する負の影響を引き起こしたり、又は助長が確認された場合に、是正・救済の取り組みを検討するための仕組み「人権苦情処理実施要領」を制定。2021年度から運用を開始しました。

5. 社内研修及び啓発

丸紅は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき『丸紅グループ人権基本方針』を策定することにより、人権尊重に対する企業の責任を明記した同原則の遵守に努めていく姿勢を明確にし、丸紅グループの役員・社員に周知しています。

新入社員及びキャリア採用者に対して、現代奴隷の防止をはじめとした人権に対する丸紅の考え方や取組方針について、研修など理解を深める取り組みを実施しました。

6. より良い社会の実現に向けて

丸紅は、人権尊重の推進を、サステナビリティにおける重要課題と考えています。2021年度も前年度に引き続き COVID-19 の影響も勘案しながら、今後も、現代奴隷問題の発生防止への対応を継続的に実施するとともに、取引先の理解と協力も得て、段階的に取組みレベルを向上させることにより、当社グループの事業に関わる社会問題の解決を目指していきます。

7. 取締役会の承認

私、古谷 孝之は、「2020年度 奴隷及び人身売買に関する声明」の内容が事実であり、丸紅の取締役会の承認を得たものであることを証明いたします。

2021年8月25日



古谷 孝之

丸紅株式会社

代表取締役 常務執行役員